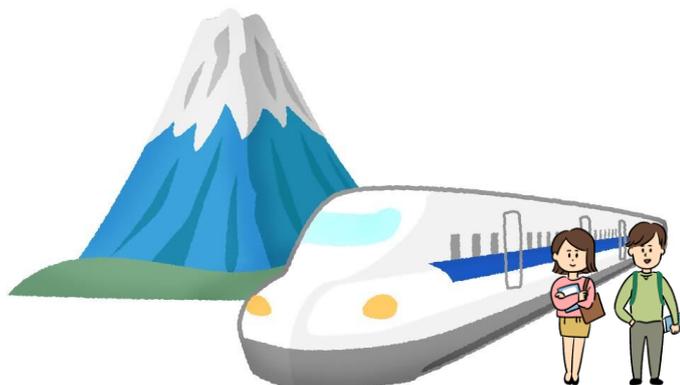


静岡市 遠距離大学等通学費貸与事業 利用の手引き



静岡市 企画課



左記 QR コードをスマートフォン等で読み取ること
で、静岡市ホームページ内の事業案内ページ
【静岡市から「いってきます！」
～県外大学等への通学をサポートします～】を
ご覧いただくことが可能です。

平成 28 年 4 月 1 日	作成
平成 31 年 3 月 1 日	改定
令和 2 年 1 月 31 日	改定
令和 2 年 3 月 1 日	改定
令和 3 年 3 月 1 日	改定
令和 4 年 3 月 25 日	改定
令和 5 年 3 月 28 日	改定

～はじめに～

<本事業の目的>

静岡市は、他の同規模の都市と比べ高等教育機関（大学等）の定員が少なく、多くの学生が首都圏を主とした県外に進学しているという特徴があります。

県外でアパートなどを借りて暮らすことは、地元と関わる機会を必然的に奪い、地元へ戻って就職する学生が減少する理由のひとつとなっていると考えられます。

そこで、県外の大学等に進学した学生に対して、新幹線通学費用の一部を貸与することにより、若者が市内で生活し、御家族や友人・地元の企業・地域社会と関わる機会を増やすことで、**地元への就職を促し、若者の定住及び地域社会や産業を支える人材の確保を図ることが本事業の目的です。**



<お願い>

○本事業は、新幹線通学定期券購入費の一部を貸与金として、**申請者（学生）にお貸しする貸与事業**です。本事業の目的をご理解・ご了承のうえ、申請いただきますようお願いいたします。

○本事業の**申請者は、学生御本人様**です。返還対象となった場合は、**申請者に返還（納付）していただきます。**そのため、本事業につきましては、保護者様だけでなく、申請者（学生）御本人様も十分に御理解くださいますようお願いいたします。

○4年制大学に通う方が本事業を大学1年生から利用した場合、在学中の4年間、納税証明書の発行が可能となるまでの猶予期間2年半、免除を行う8年間の合計14年半と非常に長い利用期間となります。条例や規則の改定により、手続き内容や方法が変更となる可能性がありますので、最新情報をホームページ等で御確認ください。なお、当初の申請内容等に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

○必要な手続きを怠った場合や提出期限内に書類が提出されない場合は、**貸与決定を取り消し、貸与金を返還していただく場合があります**ので、市から依頼があった場合や届出事項に変更が生じた場合は、速やかにお手続きを行っていただきますようお願いいたします。

1. 対象者

- 次に掲げる項目の**すべてにあてはまる人が対象**です。なお、既に在学している人（申請時点で正規の修学期間中に限る）も対象になります。
 - (1) 静岡市内に住所を有すること（**静岡市内に住民登録をしている者であること**）
 - (2) (1)の住所から**静岡県外**の大学等※に新幹線通学定期券を利用して通学していること
※大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）が対象です。通信制は対象外です。
 - (3) **申請時点で30歳未満**であること

2. 貸与の対象となる経費

- 本事業は、**新幹線通学定期券の購入に要した経費が対象**です。（**在来線利用区間は対象外です。**）
- 貸与額は、1か月あたりの新幹線通学定期券代の**3分の1以内（上限3万円/月）**です。
※千円未満は切捨となります
- 貸与期間は、貸与決定してから通学している大学等の**正規の修学期間**に限ります。
※正規の就学期間とは、4年制大学の場合であれば「4年間」になります。留年等で卒業が1年延期され、在学が5年となった場合も、「4年間」が貸与期間となります。
※休学の取り扱いについては、御相談ください。

3. 貸与金の返還・猶予

- 次のいずれかに**該当する場合、貸与金の返還が始まります**。
 - (1) **卒業したとき**
⇒大学等を卒業した翌月から貸与金の返還が始まります。
 - (2) **退学したときまたは条例又は規則の規定に違反したとき※**
※必要なお手続きが行われない場合は、貸与の決定を取り消します。
⇒貸与決定が取り消された日から貸与金の返還が始まります。
- 返還期間は、**貸与期間の月数に2を乗じて得た期間※**（最長8年）
※4年制大学の場合は、4年間（48か月）に2を乗じて得た期間＝8年間（96か月）になります。
- 返還方法は、「月賦」、「半年賦」、「年賦」、「一括」が選べます。
- **疾病や返還の準備期間を設ける場合など、返還を猶予することができます。**ただし、市が猶予するに足らない理由であると判断した場合は、猶予せずに返還となる場合があります。
※猶予可能な具体的事例（猶予期間）
 - ・返還の準備期間（半年間）
 - ・大学院等への進学、留学（進学・留学先の正規の修学期間）

4. 返還の免除

- 次のいずれかに該当する場合は、**貸与金の全額又はその一部の返還が免除されます**。
なお、必要な手続きを取らない場合は、免除とならず、返還を行う必要があります。
 - (1) 資金の貸与を受けた者が、返還完了前に亡くなられたとき
 - (2) **資金の貸与を受けた者が、卒業後、静岡市の市民税の所得割を完納したとき**
- 一度返還した貸与金は、免除の対象になりません。
- 返還免除の申請をする際には、市民税の所得割を完納する必要があります。なお、市民税は前年1年間の所得に応じて課税されるため、**単純に返還期間に相当する月数を市内に居住しているだけでは免除されませんのでご注意ください。**
- 卒業後、すぐに就職し、課税対象となる収入がある場合、初めての免除申請は就職3年目の6月頃となります。初めての免除申請が可能となるまでの期間（30か月）は、猶予することが可能です。納税証明書の発行については、**P3【市民税の納税証明書の発行時期について】**を御確認ください。
- **卒業後、「就職しなかった」「収入が少なかった」等により、課税対象とならない場合、市民税の所得割が課税されないため、納税証明書を発行しても免除の対象にはなりませんので御注意ください。**

5. 定期券について

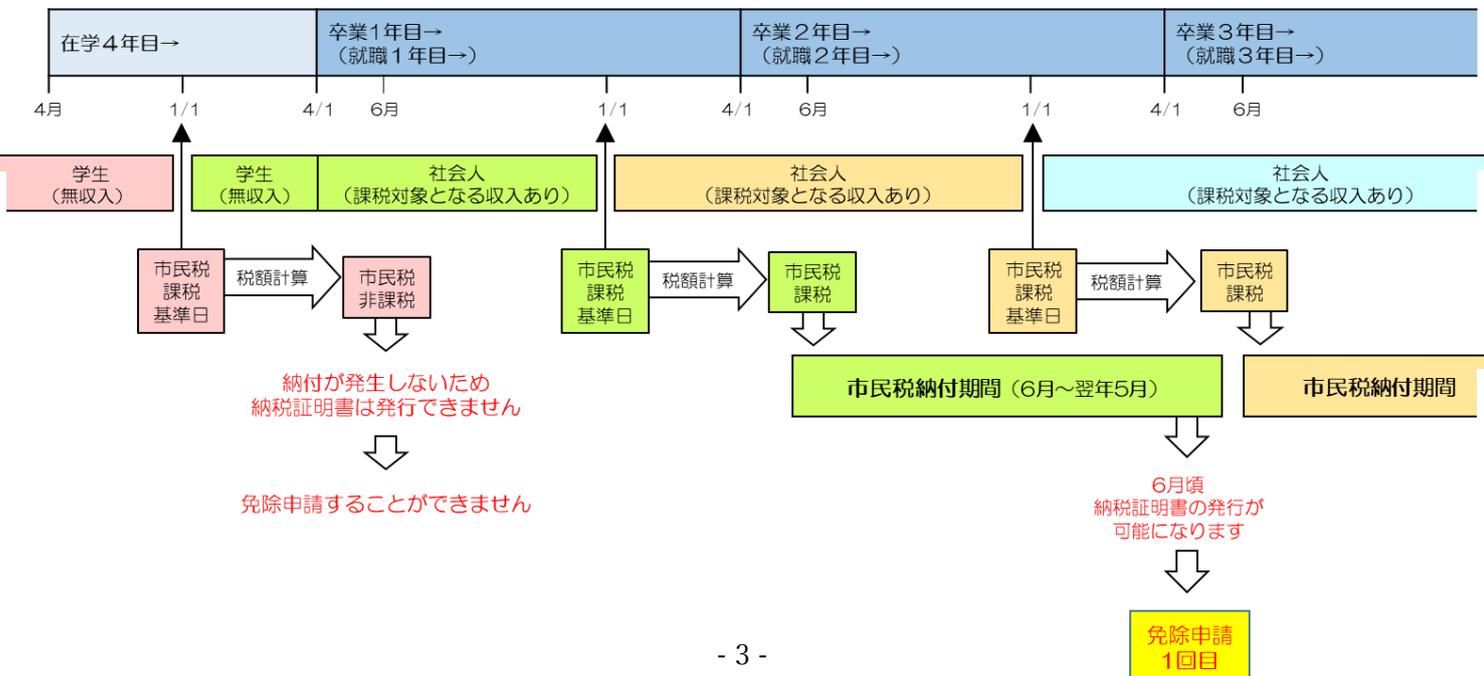
- **定期券の写し以外では、貸与を行いません。 ※領収書、決済の控えはNGです！**
- **初回申請の定期券の写しは、その定期券の有効期間の末日の後ろ1か月以内に必ず申請（提出）をしてください。**
 （例：有効期間の末日が5月6日の場合、6月5日が申請期限となります。）
 ※申請・更新受付は随時行っておりますが、上記のとおり、定期券の有効期間によって手続き可能な時期が異なりますのでご注意ください。
- **2回目以降は、更新した定期券の写しが提出されてから貸与額をお支払いします。**
 ※こちらから提出のご案内はいたしません。お手続きが著しく遅れた場合は、貸与できないことがありますので御注意ください。
- **卒業年度の2～3月に購入した定期券は、3月上旬までに必ず提出してください。**
- 対象となる定期券は、新幹線通学定期券に限ります。
- 新幹線区間の前後に在来線区間がある場合、新幹線利用区間に該当する費用のみが対象です。
- 提出した用紙（定期券の写し）は、**必ず控えを保存**してください。

6. 市民税の納税証明書の発行時期について（市民税課税の仕組み）

- **市民税は、毎年1月1日を基準日として、原則、住民登録がある市町村で、前年の1月から12月までに課税対象となる収入※があった場合に、翌年度課税されます。**
- 卒業前年度の1月から卒業年度の12月末までに課税対象となる収入※がない場合は、「**課税対象外**」となります。（下記図のピンク色部分）
- 卒業年度の1月から卒業1年目の12月末までに課税対象となる収入※がある場合は「**課税対象**」となり、卒業2年目の6月から卒業3年目の5月の1年間で市民税を納めていただきます。（下記図の緑色部分）
- 卒業3年目の6月頃、前年度に納付した市民税の納税証明書が発行できるようになるため、免除申請が可能となります。**（ただし、免除申請は毎年必要になりますのでご注意ください。）**
 ※所得控除が基礎控除（市・県民税 43万円）のみである場合、収入が100万円を超えると課税対象となります。

※【注意】

- ★卒業前年度の1月から卒業年度の12月末までに課税対象となる収入がある場合は、卒業1年目の6月から市民税の納税がスタートするため、卒業2年目の6月頃に納税証明書の発行ができるようになります。そのため、1回目の免除申請が1年早くなりますので御注意ください。



手続きの流れ・提出書類について

利用者

市（企画課）

1. 初回申請

① 貸与申請

- 様式第1号（貸与申請書）
- 様式第2号（通学調書）
- 在学証明書
※新1年生に限り入学証明書でも可
※学生証の写しは不可
- 定期券の写し
※申請日時点で、定期券有効期間の末日の後ろ
1か月以内のもの
- 住民票の写し
※世帯全員・続柄記載あるもの
※申請日時点で発行日から3カ月以内のもの

窓口提出のみ

貸与決定

市から貸与決定通知及び②のお手続きの案内を、申請日から1～2週間後を目安に送付します

② 誓約書等の提出

- 様式第4号（誓約書）
※連帯保証人の実印の押印が必要
- 調査同意書
- 相手方（振込口座等）登録申請書
- 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 申請者（利用者）の通帳の写し
※相手方登録申請書に記載の金融機関口座情報がわかるもの

郵送又は窓口提出

貸与支払（初回）

市から相手方登録申請書の写しを、提出から1か月後を目安に送付します。振込に関する通知はその後送付します。

初回申請以降は、随時手続、卒業時の手続をお忘れなくお願いします

2. 随時手続

① 定期券を購入した場合

提出期限：有効期間の末日の後ろ1か月以内

- 定期券の写し ※更新定期券提出用紙に貼付

※市から手続きの御案内はしませんので御注意ください

郵送又は窓口提出

貸与支払（都度）

提出から1か月程度を目安に振込に関する通知が送付されます。

② 在学証明書の提出（進級時）

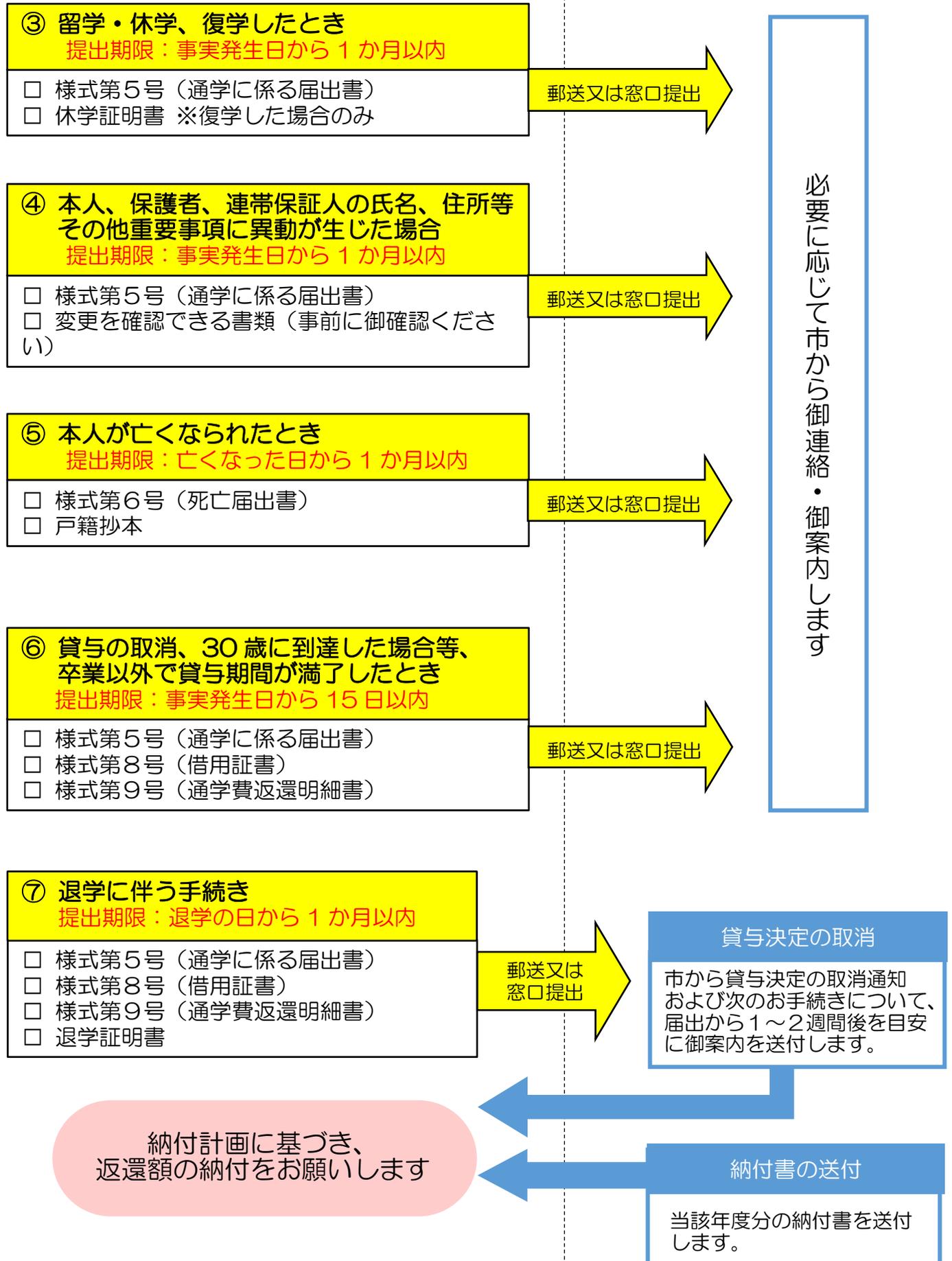
提出期限：原則、毎年4月末

- 在学証明書 ※進級学年分のものを御提出ください

郵送又は窓口提出

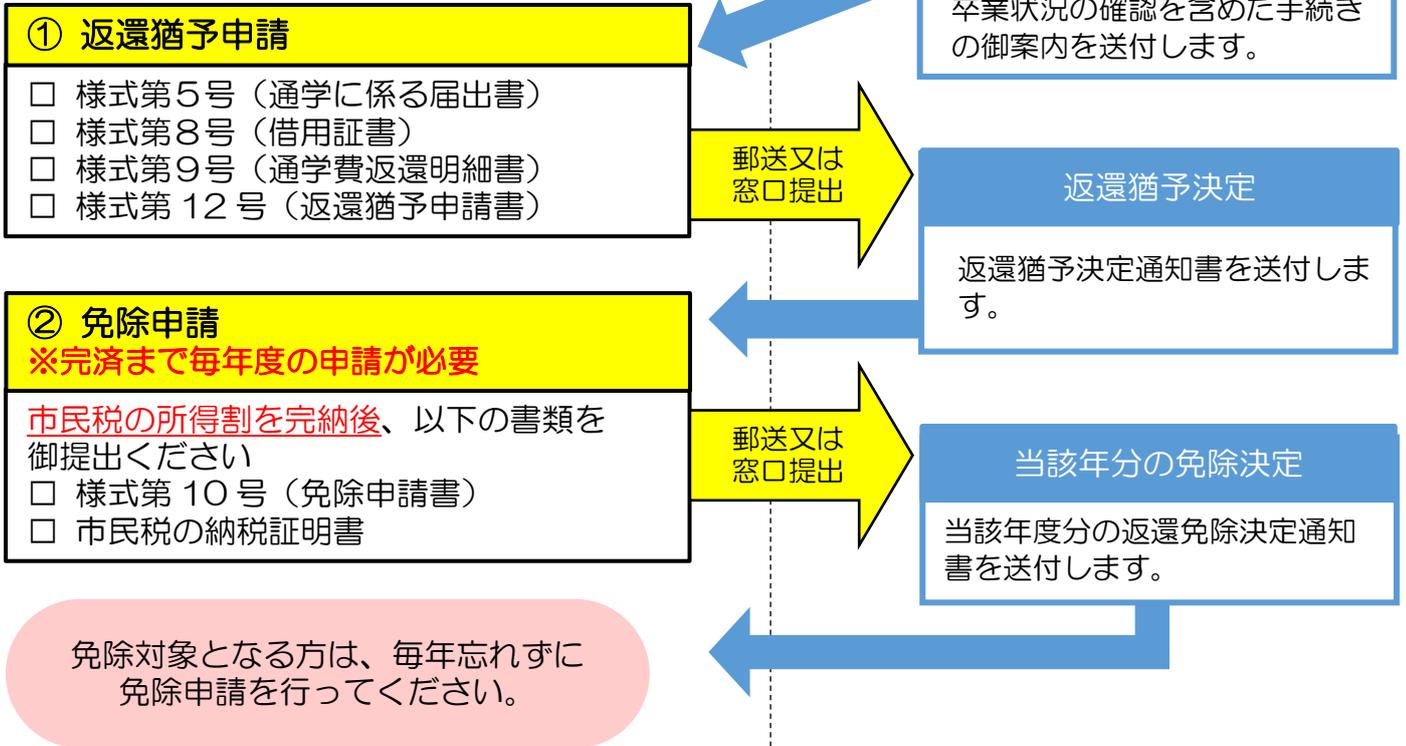
不備等がある場合には、こちらから連絡いたします

2. 随時手続（つづき）

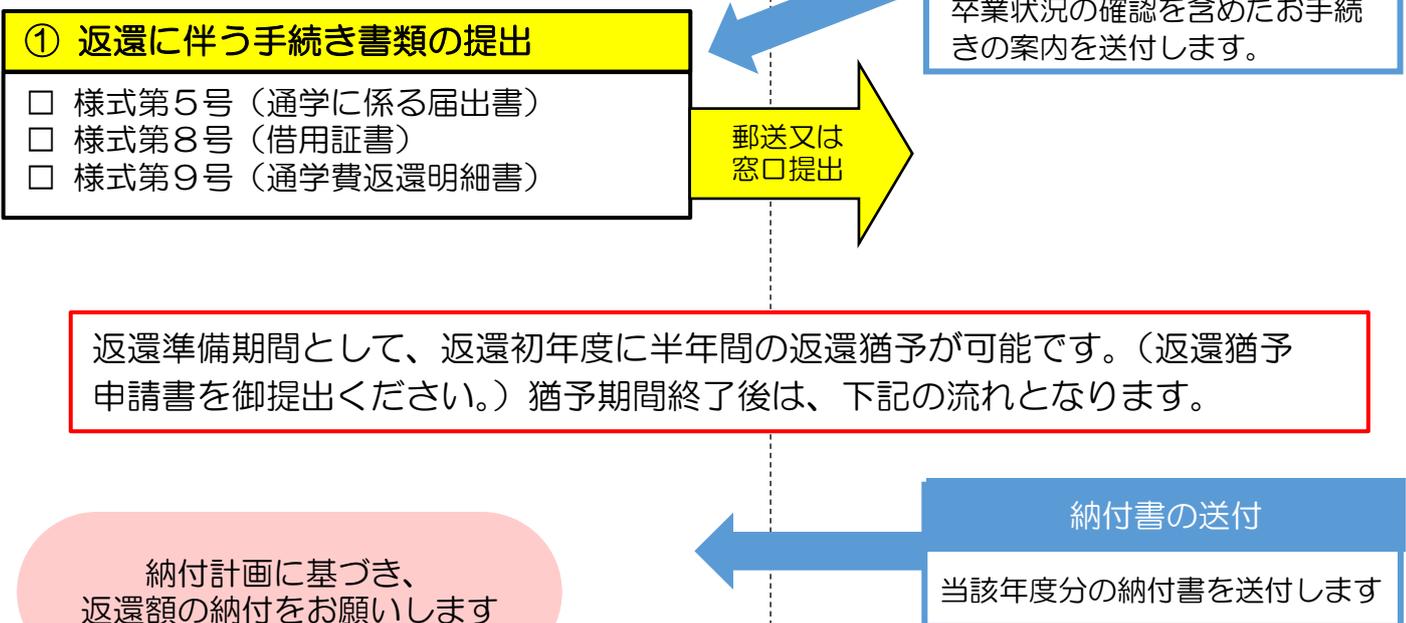


3. 卒業時

(1) 地元就職（免除対象）の場合



(2) 市外に転出（住民登録の変更）した等、返還対象となる場合



【1 初回申請】

<対象・通学方法関連>

Q1-1 通信制の大学等に入学しました。夏季などの長期休暇時に1カ月間通学しますが、貸与の対象になりますか。

A1-1 通信制につきましては、貸与の対象となりません。

Q1-2 通学予定（通学中）の専門学校が事業の対象となるか教えてください。

A1-2 専門学校の場合、各都府県のホームページで専修学校（専門課程認可校）となっているか確認してください。

Q1-3 貸与期間中に誕生日を迎え、30歳になります。貸与してもらえますか。

A1-3 30歳となる誕生月の前月までに購入した定期代の分まで貸与します。30歳を迎えた以降に購入した定期券は貸与しません。

なお、貸与期間終了後、在学中であっても速やかに貸与終了の手続きをしてください。

Q1-4 市域の周縁部に住んでおり、市外の駅から通学するのですが、対象となりますか？

A1-4 市内に居住していれば、地理的な事情から発着駅が市外になる場合であっても対象となります。

Q1-5 複数の交通手段を合わせて通学することも可能ですか？

A1-5 可能です。ただし、貸与の対象となるのは、通学定期券の新幹線区間に係る費用のみとなります。

Q1-6 回数券などでの通学は対象となりますか？

A1-6 なりません。新幹線通学定期券のみが対象となります。

<連帯保証人関連>

Q1-7 なぜ連帯保証人が必要になるのですか？

A1-7 本事業は貸与事業になりますので、返還対象となった場合には必ず返還していただきます。万が一、申請者様・保護者様と連絡が取れなくなってしまった場合には、連帯保証人様に返還をお願いするため、連帯保証人様も含めた誓約書の御提出をお願いしています。

★Q1-8 連帯保証人は、保護者と同一でもよいですか？

A1-8 生計を一にする申請者の保護者(両親等)を連帯保証人とすることはできません。

ただし、生計を一にしない保護者の場合は、連帯保証人とすることができます。

※「生計を一にする」とは、日常生活の資を共にすることをいいます。別居の場合でも生活費や学資金、療養費などを常に送金している場合や、日常生活を共にしていない親族が、余暇には生活を共にしている場合は、生計を一にする者として扱います。

★Q1-9 連帯保証人は、同居している申請者の祖父母や社会人の兄弟・姉妹でもよいですか？

A1-9 生計を一にする場合は、連帯保証人とすることはできません。

同居している親族が、独立した生計を立てている方（独立した収入があり、生活費等の支出を申請者や保護者とは別にしている方）の場合は、連帯保証人とすることができます。

Q1-10 連帯保証人は、親戚や友人でもよいですか？

A1-10 独立した生計を立てている方であれば、連帯保証人とすることができます。

- ★ Q1-11 連帯保証人を定めることができず誓約書を提出することができません。
貸与期間が終了するまでに提出すればいいですか？
- A1-11 誓約書は、貸与決定後速やかに提出してください。
誓約書の提出が確認できない場合は、支払いを行いません。
なお、誓約書の提出が著しく遅延する場合、誓約書提出以前に利用された通学定期券に対する貸与は行わず、貸与決定を取消す場合があります。
※連帯保証人が決まらない等、事業を辞退する場合、必ず御連絡ください。

<振込関連>

- Q1-12 振込先の口座種類は、貯蓄預金でもよいですか？
- A1-12 貯蓄預金は利用できません。普通預金(総合口座預金)のみ登録することができます。
- Q1-13 振込先口座は、申請者名義以外でもよいですか？
- A1-13 登録する振込口座は申請者本人名義のみとなります。
- Q1-14 申請後、どのくらいの期間で貸与額が振り込まれますか？
- A1-14 貸与決定後、利用者から提出された誓約書、相手方申請書(支払先の口座登録書)等が確認でき次第振り込みます。**誓約書などの提出後、1か月から2か月程度の期間を見込んでいます。**
※3月中に新規申請された場合、貸与決定通知書は4月以降に送付します。

【2 随時手続】

<定期券の更新関係>

- ★ Q2-1 通学定期券の写しは、年度末などにまとめて提出すればよいですか？
- A2-1 **更新した通学定期券は更新した都度、有効期間末日の後ろ1カ月以内を目途に提出してください。**
※有効期間から著しく時間の経過した定期券については貸与しません。
- ★ Q2-2 使用していた定期券の写しを取らずに更新してしまいました。
提出し忘れた期間分を貸与してもらうことはできますか？
- A2-2 市では、利用者本人が購入した新幹線乗車区間の通学定期券の写しに基づいて貸与金を支払います。※条例施行規則第5条
通学定期券の写しがない場合は貸与することができません。
購入された通学定期券は必ず写しを取るようになしてください。
※クレジットカードの控えや領収書では、期間や乗車区間の確認ができません。
- Q2-3 更新した定期券を提出しましたが、まだ振り込まれません。
- A2-3 市が更新定期券を受理してから、振込に係る手続きを行います。
提出してから振込まで1か月程度の期間を見込んでいます。
新規申請の重なる4月前後については、手続きに時間を要する場合があります。
- Q2-4 手元に更新した定期券はありますが、在学証明書はまだ発行していません。先に更新した定期券の写しだけでも受付してくれますか？また、その場合は振り込まれますか？
- A2-4 受付しません。**進級時には必ず在学証明書を提出し、更新の都度、定期券の写しを提出してください。**

<留学・留年・休学・復学・編入・退学関連>

Q2-5 貸与期間中に留学する場合や、留年してしまった場合はどうなりますか？

A2-5 **正規の修学期間を超える期間分は、貸与しません。**

※正規の就学期間とは、4年制大学の場合であれば「4年間」になります。留年等で卒業が1年延期され、在学が5年となった場合も、「4年間」が貸与期間となります。
※休学して留学した等、休学の取り扱いについては、御相談ください。

Q2-6 病気のため、1年間休学することになったのですが、どうすれば良いですか？

A2-6 休学することが決まった時点と復学する時点で市に様式第5号により届け出てください（復学時には、休学を証明する書類の提出が必要）。休学を証明する書類により休学が確認できた期間について、貸与期間を延長します。

なお、休学を証明する書類が提出できない場合や、留年の場合には、貸与期間を延長することはできません。

Q2-7 夏休み期間など長期休学期間中に定期券を利用しなかったため、毎年の貸与期間は10か月分でした。留年してしまったため、5年目に差となる期間を利用できますか？

A2-7 できません。貸与は貸与決定してから**正規の修学期間のみ**受けることができます。

Q2-8 短期大学を卒業し、4年制大学に編入することになりました。引き続き制度を利用したいのですが、貸与は受けられますか？

A2-8 短期大学在学中に利用した制度の貸与終了後の手続きを行い、並行して新たに4年制大学の貸与申請をしてください。※大学卒業後に大学院へ進学する場合も同様です。

Q2-9 **中途退学**して地元就職した場合、貸与額は免除されますか？

A2-9 **免除されません。卒業することが条件となります。**

<その他の変更・届出関連>

Q2-10 貸与期間を設定することはできますか。

A2-10 貸与期間は申請時から卒業予定月までとしています。

Q2-11 大学1年生の時と4年生の時に貸与を受けましたが、貸与期間は何年になりますか？

A2-11 4年間の貸与を受けたとみなします。**途中で貸与を受けない場合も、継続して貸与期間となる為、貸与決定してから卒業までの正規の修学期間全期間が貸与期間となります。**

Q2-12 Q2-10のようなケースの場合、大学2年生の時と3年生の時は、在学証明書の提出は必要ですか？

A2-12 必要です。**途中で貸与を受けない期間がある場合も、年度ごとに在学証明書を提出してください。**

Q2-13 申請書に記載した予定と異なる定期券の更新等(1か月定期で申請していたが3か月定期を購入)を行った場合、変更届の提出や修正が必要ですか？

A2-13 必要ありません。**購入の仕方が流動的になることも前提としていますので、更新された定期券の提出により区間、利用期間等を確認します。ただし、通学している校舎が変更したことにより新幹線乗車区間が変更する場合、市まで御連絡ください。**

- Q2-14 3か月定期を購入しましたが、1か月で解約しました。どうすれば良いですか？
- A2-14 解約により返金となった部分については、貸与金を精算し、お返しいただきます。この場合は、2か月分が返金されますので、貸与金2か月分に相当する額をお返しいただきます。必ず市に届け出てください。
- Q2-15 貸与期間中ですが転出して学校付近に物件を借りて生活することになりました。今後、どうなりますか。
- A2-15 貸与取消をするとともに、これまでの貸与金を返還していただきます。転出する前に一度、市まで御連絡下さい。
- Q2-16 進級したことで通学する校舎が変更し、新幹線通学区間が変更しました。何か手続きは必要ですか。
- A2-16 新しい通学区間を様式第5号により市に届け出てください。通学区間のほか、お住まいや連帯保証人など、当初の申請時と状況が変わった場合は、必ず市まで届出をして下さい。
- Q2-17 リモート授業が続いており、在学証明書が取得できません。在学証明書の代わりに学生証の写しでもよいですか？
- A2-17 必ず在学証明書を提出してください。提出が遅れる場合には必ず電話連絡をしてください。

[3 貸与金の返還・免除・猶予について]

- Q3-1 返還期間が「貸与期間の2倍の期間内」とはどういうことですか？
- A3-1 例えば、貸与期間が4年間（48か月）の場合、貸与期間の2倍の期間である8年間（96か月）が返還期間となります。
ただし、6年制の学校の場合は、貸与期間が6年（72か月）となりますが、返還期間は12年（144か月）にはならず、返還期間の最長である8年（96か月）となります。
- Q3-2 貸与金の返還を口座引き落としにすることはできますか？
- A3-2 「納付書払い」のみです。
- Q3-3 就職先の源泉徴収等(特別徴収)により市民税を納めていますが、完納を証明する為にはどうすればいいですか？
- A3-3 市民税の納税証明書を取得してください。特別徴収の場合、6月頃から新年度の課税が開始されますので、6月以降に前年度の市民税の所得割完納を証明することができます。
- ★ Q3-4 地元就職をして1年経過しているのに、6月以降でも納税証明書を取得できませんでした。
- A3-4 市民税の所得割は前年所得を基準に課税されるものです。前年所得がない場合は課税されません。
※大学等卒業直後から継続して就労している場合、通常、就職した2年目の6月以降に課税されるようになります。よって、就職して3年目の6月以降に初めて納税証明書を取得することができます（詳しくはP3の図を参照）。
- Q3-5 貸与金に利子は発生しますか？
- A3-5 無利子でお貸ししているため、利子は発生しません。

- Q3-6 返還が遅れた場合、延滞金は発生しますか？
A3-6 延滞期間・金額に応じた延滞金が発生する可能性があります。必ず納付期限内にお支払いください。
- Q3-7 卒業後、県外の企業に就職するため転出しましたが、翌年の1月1日以降に静岡市に転入し、再就職しました。転職した初年度は市民税の所得割を完納したことになるのでしょうか？
A3-7 なりません。原則、市民税は1月1日時点に住民票のある自治体に1年間納付することとなります。
- Q3-8 地元就職を希望して静岡市内に本社がある企業に就職しましたが、勤務地が県外となり転出することになりました。返還しなければなりませんか？
A3-8 返還していただく必要があります。ただし、将来的に静岡市に転入する見込みがある場合は、返還を猶予することができる場合があります。
※申請内容を審査し、返還猶予の可否を決定します。
※一定期間猶予した結果、市が転入する見込みがないと判断した場合、返還を命ずることがあります。
- Q3-9 勤務地が県外のため、市外に転出し、返還をしていますが、静岡市内の企業に転職しました。すでに返還した分は還付してもらえますか？
A3-9 すでに返還した貸与金は還付できません。
- Q3-10 Q3-9のように静岡市に転入後、静岡市で市民税が課税され、所得割を完納した場合は、免除の対象になりますか。
A3-10 返還対象となる貸与金の残額がある場合は、免除対象になります。ただし、免除申請が毎年度必要となります。
- Q3-11 2年間貸与を受けた場合、4年間分の所得割を納税した後に1度だけ申請すればよいですか？
A3-11 免除申請は、市民税の所得割を完納した都度申請してください。上記のケースでは、合計4回免除申請し、免除の決定を受けることで貸与金の総額が免除されます。
なお、A3-4※のとおり、はじめて納税証明書を取得するまでに一定期間市に居住することが必要であるため、単純に貸与期間の2倍の期間、市に居住(住民登録)していればよいというものではありません。
- Q3-12 市民税の所得割を完納したことにより一部免除を受けましたが、確定申告や免除による税金支払は必要ですか？
A3-12 1年間の最大免除金額は非課税枠の範囲内ですが、申請者のその他の収支状況により確定申告が必要となることや課税対象となる場合があります。
- Q3-13 障害者手帳を持っています。免除対象になりますか？
A3-13 障害の有無等による免除は行っておりません。
- Q3-14 卒業後の進路が決まっておりません。このまま就職せずに、非課税となった場合は免除対象になりますか？
A3-14 なりません。静岡市の市民税の所得割を完納した方が免除対象です。
本制度は、新幹線通学費の一部を貸与することで、静岡市での就職を促し、若者の定住と地域産業等を支える人材の確保を目的として行っている事業です。経済的な支援を目的とした事業ではありませんので御理解ください。

[4 その他]

Q4-1 新規申請や更新手続きはいつでもできますか？

A4-1 新規申請や各種手続きは随時受付を行っています。

しかし、**定期券の有効期間の末日の後ろ1か月以内に申請されない場合、貸与することができませんので、申請期限にご注意ください。**

(例：有効期間の末日が5月6日の場合、6月5日が申請または更新期限となります)

Q4-2 定期券の更新手続きや他の変更に伴う届出は、窓口へ行かなければなりませんか？

A4-2 郵送でも受付しております。

ただし、初回の申請時には事業説明を行うため来庁（窓口受付のみ）とさせていただきます。

Q4-3 この事業はいつまで続きますか？

A4-3 **定期的に行う本事業の効果検証の結果や本市の経済状況を勘案し、事業の継続を判断します。**

新幹線通学定期券(フレックスパル)早見表

出発	⇔	到着	1か月用	貸与額	3か月用	1か月分の 貸与額	3か月分の 貸与額
静岡	⇔	東京	93,650	30,000	266,960	29,000	87,000
静岡	⇔	品川	91,870	30,000	261,870	29,000	87,000
静岡	⇔	新横浜	88,550	29,000	252,420	28,000	84,000
静岡	⇔	小田原	57,170	19,000	162,940	18,000	54,000
静岡	⇔	豊橋	80,180	26,000	228,570	25,000	75,000
静岡	⇔	三河安城	87,750	29,000	250,150	27,000	81,000
静岡	⇔	名古屋	94,800	30,000	270,180	30,000	90,000
静岡	⇔	岐阜羽島	120,850	30,000	344,530	30,000	90,000
新富士	⇔	東京	85,350	28,000	243,260	27,000	81,000
新富士	⇔	品川	83,920	27,000	239,220	26,000	78,000
新富士	⇔	新横浜	82,470	27,000	235,110	26,000	78,000
新富士	⇔	小田原	49,030	16,000	139,750	15,000	45,000
三島	⇔	東京	65,890	21,000	187,830	20,000	60,000
三島	⇔	品川	63,900	21,000	182,170	20,000	60,000
三島	⇔	新横浜	57,780	19,000	164,720	18,000	54,000

単位:円



左記 QR コードをスマートフォン等で読み取ることで、
静岡市ホームページ内の事業案内ページ

【静岡市から「いってきます！」

～県外大学等への通学をサポートします～】

をご覧くださいることが可能です。

＜問い合わせ＞

静岡市企画課 移住・事業推進係

電話：054-221-1240

FAX：054-221-1295